

営業所技術者等の兼務について

建設業法の一部改正（令和 6 年 12 月 13 日施行分）に伴い、工事現場ごとに主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）を専任で配置すべき建設工事について、建設業法第 26 条の 5 による営業所技術者又は特定営業所技術者（以下「営業所技術者等」という。）が当該営業所及び当該建設工事の工事現場の状況の確認等の職務を情報通信技術の利用により行うため必要な措置が講じられる等の要件に該当する場合には、専任を要しないこととされ、1 現場まで監理技術者等を兼務することが可能となった。

これにより、松阪市及び松阪市上下水道部では、本市における営業所技術者等を工事現場に専任で置くべき監理技術者等と兼務させる場合の兼務要件、工事現場の範囲及び手続き方法等について、下記のとおり定めます。

1 兼務対象工事

(1) 各建設工事の請負代金額が 1 億円（税込）未満（建築一式工事の場合は 2 億円未満）であること。なお、工事途中において、請負代金の額が 1 億円（建築一式工事の場合は 2 億円）以上となった場合には、それ以降は営業所技術者等を活用できず、監理技術者等を工事毎に専任で配置しなければならない。

※公告文等で兼務を認めない旨を明示している案件は除く。

(2) 工事の現場が松阪市内であること。

(3) 低入札調査基準価格以下での請負代金で受注した工事に該当しないこと。

2 営業所技術者等による監理技術者等の配置要件

営業所技術者等による監理技術者等の配置を行う場合は、以下の(1)～(8)の要件を全て満たすこと。

(1) 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

(2) 営業所から当該工事現場の距離が、営業所技術者等がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と営業所との間の移動時間がおおむね 2 時間以内であること。なお、左記の移動時間は片道に要する時間であり、また、その判断は当該工事に関し通常の移動手段（自動車など）の利用を前提に、確実に実施できる手段により行うものとする。

(3) 営業所技術者等による建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が 2 次以内（建築一式工事においては 3 次）であること。なお、工事途中において、下請次数が 2 次以内（建築一式工事においては 3 次）を超えた場合には、営業所技術者等による技術者として配置できず、監理技術者等を工事毎に専任で配置しなければならない。

- (4) 営業所技術者等による監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための連絡員
(本工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合は、本工事と同業種の建設工事に関し1年以上の実務の経験を有する者に限る。)を当該工事に配置すること。なお、同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することは可能である。また1つの建設工事に複数の連絡員を配置することも可能である。連絡員は、例えば工程会議や品質検査等が2つの工事現場で同時期に行われる場合に、監理技術者等が遠隔から指示等するにあたって、工事現場側にて適切に伝達する等、円滑な施工管理の補助を行う(事故等対応含む)ことを想定している。連絡員に当該建設工事への専任や常駐は求めない。連絡員の雇用形態については、直接的・恒常的雇用関係は必要ない。ただし、連絡員は当該請負会社が配置するものであり、施工管理の最終的な責任は請負会社が負うことに留意すること。
- (5) 本工事現場の施工体制を営業所技術者等による監理技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるシステム(建設キャリアアップシステム等)とする。なお、当面の間は電子メールを通じた作業日報等の提出により営業所技術者等による監理技術者等が作業員の入退場を確認できれば有効とする。
- (6) 営業所技術者等による監理技術者等を配置する建設業者は、「人員の配置を示す計画書」を作成し、工事現場毎に備え置くこと。また、当該計画書は、建設業法施行規則第28条の帳簿の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない。なお、当該計画書の作成等は電磁的方法によることが可能である。
- (7) 営業所技術者等による監理技術者等が、本工事現場以外の場所から本工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器(一般的なスマートフォンやタブレット端末、WEB会議システム等)が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。また、通信環境については、例えば、山間部等における工事現場において、遠隔からの確実な情報のやりとりができない場合はこの要件に該当しない。
- (8) 営業所技術者等が、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用として入札時に3ヶ月以上の雇用関係にあること。

3 兼務のための事務手続きについて

(1) 松阪市発注の競争入札に参加する場合

入札時

兼務を希望する場合は、「配置予定技術者調書」に加えて「監理技術者等(営業所技術者等)配置予定届出書」(様式第3号)を添えて提出する。

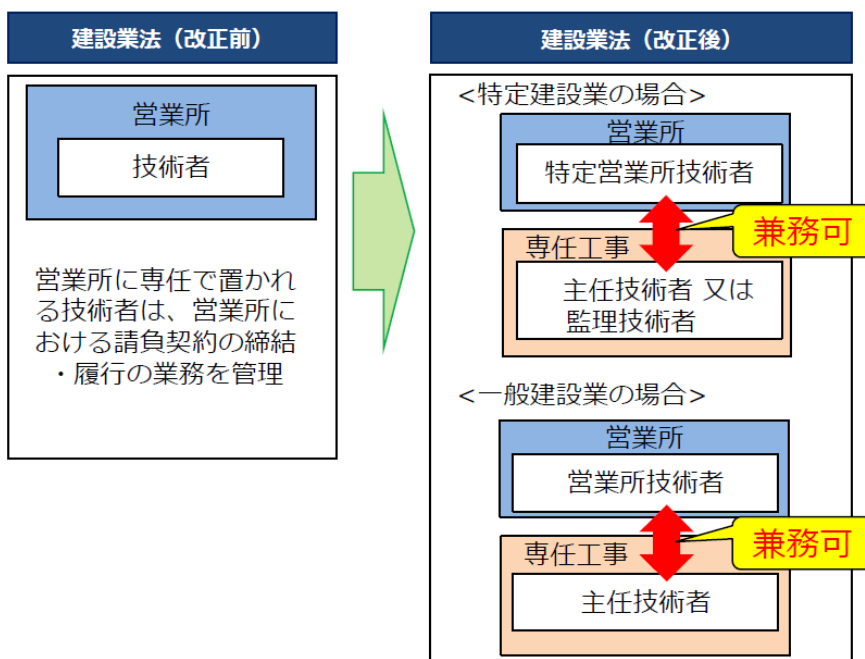
契約締結時

「現場代理人等選任(変更)通知書」及び「技術者経歴書」に加えて「監理技術者等(営業所技術者等)兼務届」(様式第6号)及び「人員の配置を示す計画書」(松阪市参考様式)に必要事項を記載し、提出すること。

4 注意事項

- (1) 24 時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な維持管理工事及びその他発注者が監理技術者等の専任を要すると判断する場合は兼務することができない。
- (2) 入札公告、特記仕様書等に監理技術者等の兼務を認めない旨の表記がある場合は兼務することができない。
- (3) 手続き書類の記載内容に虚偽があった場合、建設業法等で規定する要件を満たさなくなった場合若しくは兼務することにより現場の施工体制に不備が生じ、又は不良な工事となった場合は、当該兼務の取り消し、契約解除、工事成績評定への反映及び入札参加資格停止措置等の対象となるので注意すること。
- (4) 営業所技術者等と現場代理人の兼務は認めない。
- (5) 営業所技術者等が専任現場の職務を兼務する場合に、専任特例 1 号及び 2 号活用する工事との併用はできない。
- (6) この運用基準に定めのない事項については、監理技術者制度運用マニュアルによるものとする。

【参考】営業所技術者等の兼務のイメージ図



様式第3号 監理技術者等（営業所技術者等）配置予定届出書

入札参加申請対象工事名	
商号又は名称	

1 兼務予定技術者【監理技術者等（営業所技術者等）】

氏名		生年月日	年 月 日
所属営業所名		営業所の所在地	

2 兼務を予定している当該工事

当 該 工 事	工事場所	松阪市〇〇町地内	工期	年 月 日～ 年 月 日	
	契約金額・予定価格(円)		発注業種		
	連絡員氏名		連絡員所属会社名		
	連絡員の実務経験 (土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載。1年以上必要。)	工事名：			合計 年月
		期間： 年 月 日～ 年 月 日			
	下請次数	※下請次数を記載(2次(建築一式工事は3次)を超えないこと)			
	工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置	※現場作業員の入退場が遠隔から確認できる情報通信技術の名称(建設キャリアアップシステム、電子メール等)を記載			
	人員配置を示す計画書の作成し現場に備え置くこと	※可か不可かを記載			
工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器	※遠隔の工事現場の状況を確認するための機器名(スマートフォン、WEB会議システム等)を記載				

- ・未契約の場合は「予定価格」を記入し、工期の始期は空白にしてください。
- ・記入欄が不足する場合は、行を挿入、拡大して記入してください。

(様式第 6 号)

監理技術者等（営業所技術者等）兼務届

年 月 日

(宛先) 松阪市長 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

下記工事に配置する監理技術者等について、兼務配置したいので届け出ます。

工事の施工に当たり関係法令等を遵守し、安全・工程・現場管理に万全を期し、万一、兼務が適当でないと判断された場合は、いかなる措置を受けても異議ありません。なお、下記に記載した内容は事実に相違ないことを誓約します。

【営業所技術者等】

営業所技術者等の氏名	
営業所技術者等の資格	

【兼務工事】

発注機関	名称及び部署	
	担当者(監督員)名	
	連絡先(電話番号)	
工事名		
工場場所		
工期	年 月 日～	年 月 日まで
請負金額		円

◎「人員の配置を示す計画書」を添付してください

(様式第6号)

監理技術者等（営業所技術者等）兼務届

年 月 日

(宛先) 松阪市上下水道事業管理者 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

下記工事に配置する監理技術者等について、兼務配置したいので届け出ます。

工事の施工に当たり関係法令等を遵守し、安全・工程・現場管理に万全を期し、万一、兼務が適当でないと判断された場合は、いかなる措置を受けても異議ありません。なお、下記に記載した内容は事実と相違ないことを誓約します。

【営業所技術者等】

営業所技術者等の氏名	
営業所技術者等の資格	

【兼務工事】

発注機関	名称及び部署	
	担当者(監督員)名	
	連絡先(電話番号)	
工事名		
工場場所		
工期		年 月 日～ 年 月 日まで
請負金額		円

◎「人員の配置を示す計画書」を添付してください

人員の配置を示す計画書

(発注者) 様

受注者 所在地
商号又は名称
代表者氏名

建設業法第26条第3項第1号及び建設業法施行規則第17条の2の規定を受ける監理技術者（専任特例1号）、又は、建設業法26条の5及び建設業法施行規則第17条の5の規定の適用を受ける営業所技術者等の職務の特例について、下記のとおり届け出ます。

対象期間	年 月 日 ~ 年 月 日
------	---------------

建設業者	名称				
	所在地				
主任技術者又は監理技術者 (営業所技術者又は特定営業所技術者)	氏名				
	所属営業所名	※17条の5の場合のみ記載			
	一日平均の法定外労働時間	見込み時間		実働時間	

当該工事	工事名称				
	工事場所				
	契約締結営業所	名称	※17条の5の場合のみ記載		
		所在地	※上記所属営業所と同じである必要		
	建設工事の種類	※建設業法第二条第一項の別表第1上段のどれか			
	請負代金の額(税込)	※1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）である必要			
	下請次数	※2次（建築一式工事は3次）を超えないこと			
	移動時間	※1日で巡回可能かつ概ね2時間以内である必要			
	工事現場の施工体制の確認方法				
	工事現場の状況の確認方法				
	連絡員 (土木一式工事又は建築一式工事の場合に1年以上の実務経験を記載)	氏名			
所属会社					
実務経験		工事名称	期間		
			年 月 ~	年 月	
		年 月 ~	年 月		
		合計 年 月			

兼務する工事 ※専任特例1号の場合に記載	工事名称				
	発注機関				
	工事場所	※三重県内工事であること			
	建設工事の種類	※建設業法第二条第一項の別表第1上段のどれか			
	請負代金の額(税込)	※1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）である必要			
	下請次数	※2次（建築一式工事は3次）を超えないこと			
	移動時間	※1日で巡回可能かつ概ね2時間以内である必要			
	工事現場の施工体制の確認方法				
	工事現場の状況の確認方法				
	連絡員 (土木一式工事又は建築一式工事の場合に1年以上の実務経験を記載)	氏名			
		所属会社			
実務経験		工事名称	期間		
			年 月 ~	年 月	
		年 月 ~	年 月		
		合計 年 月			

※兼務する工事が確認できる資料を添付してください（コリンズの登録内容確認書（最新登録されたもの）の写し等（民間工事の場合は契約書等の写し））。

※・松阪市発注工事に既に配置されている技術者を他発注機関の工事と兼務させる場合は、「当該工事」に他発注機関の工事、「兼務する工事」に兼務する松阪市発注工事を記入してください。